様式第八号（第十条の四関係）　　（第１面）

産業廃棄物処分業許可申請書

令和６年４月２５日

２０２４年５月６日付
ホームページ掲載版

群馬県知事　様

東部環境事務所
-6.4.25
第　号
収受

申請者
ふりがな　ぐんまけんおおたしにったそりまちちょう
住　　所　群馬県太田市新田反町町１３１番地
ふりがな　あずまきんぞくかぶしきがいしゃ
氏　　名　東金属株式会社
代表取締役　宮下徹
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　0276-56-1121
郵便番号　370-0313

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。）を記載すること。）	中間処理（破砕）
事務所及び事業場の所在地	事務所 群馬県太田市新田反町町131番地 電話番号　0276-56-1121
	事業場 群馬県太田市新田反町町131番1及び新田木崎町1466番2 電話番号　0276-56-1121
事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）	別紙３及び別紙４の２に記載のとおり
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	別紙３及び別紙４の１に記載のとおり
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	別紙４の２に記載のとおり
※事務処理欄	

（日本産業規格　Ａ列４番）

〒361-0056 埼玉県行田市持田3-24-20
行政書士湯沢真希子事務所
行政書士　湯澤真希子
TEL 048-564-0104 FAX 048-564-0108